

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見募集の結果について

「御意見に対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融分野ガイドライン
金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針	実務指針
金融機関における個人情報保護に関するQ & A	金融分野Q & A
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
個人情報の保護に関する法律施行規則	個人情報保護法施行規則

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
1	全体	<p>金融機関、とりわけ銀行は日本の経済の血液ともいえるお金の流れに関わる重要な機関である。そこで扱われる情報の取り扱いには、厳重かつ慎重であるべき。監督官庁である金融庁においては、その指揮監督能力において、十分に金融機関に対して行き届いていることが重要だと捉える。</p>	<p>金融機関の業務の公共性にかんがみ、金融機関の情報の取扱いに関しては適切に監督してまいります。</p>
2	全体	<p>本改正に賛成である。適切な改正と思われた。しかし、各種金融機関（ゆうちょ銀行なども含む）については、インターネット上のサービス利用者向けサイト等においてセキュリティ的に不適切となる部分が存在したりする事がそれなりにあつたりするので、金融庁は各種金融機関のセキュリティがより高いものになるよう指導等をより積極的に行っていただきたいと考える。（なお、市民としては金融関係サービスについてはすべからく高いセキュリティが必要であると考え。金融庁はCRYPTRECにおける最高レベルとなるような暗号スイートの選択他の措置が行われていない場合は指導を行うようにしていただきたいと考える。）</p> <p>（本改正案は事故発生後の対応についてのものであったが、そもそも事故が発生しにくいような体制である事が望ましいものであるの</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		で。)	
3	銀行法施行規則 第13条の6の5の2	<p>銀行法施行規則第13条の6の5の2は、銀行法第12条の2第2項の「銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。」を受けての規定と理解している。同項は、いわゆる「体制整備義務」を定めたもの、「健全かつ適切な運営を確保するための措置」という「確保のための措置」を講ずる範囲で義務付けたものであって、「当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。」として、「措置」の行為義務を定めることは、委任の範囲を超えるのではないか。</p> <p>例えば、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置「を確保するための措置を講じなければならない。」とするのはどうか。「措置」が二重となる点が読みにくくなるが、用例として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条の2第3項では「公正取引委員会は、…準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。」と、「措置」の二重とするものがある。</p> <p>なお、銀行法第58条の「その他この法律を実施するため必要な事項」に読み込むことは、難しいと考える。銀行法レベルで、銀行法施行規則第13条の6の5の2が「実施」をするところの根拠規定がないためである。</p>	<p>銀行法第12条の2第2項は銀行に対しその健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないことを定めています。今回新設する銀行法施行規則第13条の6の5の2は、その健全かつ適切な運営を確保するために銀行が講ずる必要がある措置を規定しており、銀行法第12条の2第2項で委任された範囲で定めたものです。</p>
4	信用金庫法施行規則 第109条の2	<p>信用金庫法施行規則第109条の2「漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたとき」と規定され、募集要項には、「情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合」とある。</p>	<p>信用金庫は、個人である顧客の個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、漏えい等報告の義務を負います。漏えい等の「おそれ」は、その時点で判明している事実関係からして、（漏えい等が発生した確証までではないものの、）漏えい等が発生したことが疑われる場合に認められます。</p>

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>改正案における「発生したおそれがある事態」と募集要項における「発生するおそれがある事態」とでは、例えば、個人データを含む書類を誤って送付しようとしたところ、自ら気が付いて防止できたという事例で、漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じたという場合について、文理上前者はこれを含まず、後者は含むものと理解している。</p> <p>改正案の「発生したおそれがある事態」については、「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じたという場合」は報告の対象にならないということによいか。それとも、募集要項の「発生するおそれがある事態」という表現を踏まえ、報告の対象となる事態には「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じた場合」を含むということになるのか。貴庁の見解を伺う。</p> <p>仮に、「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じた場合」を含むとすると、その想定される具体例について教えてほしい。</p>	<p>個別の事案ごとの判断となりますが、個人データを含む書類を誤って送付しかけたが、送付前に気が付いて防止できた（送付しなかった）という場合には、個人データが外部に流出しておらず、また流出したことが疑われる状況でもないことから、漏えい等報告の義務を負わないと考えます。</p>
5	信用金庫法施行規則	第 109 条の 2 信用金庫法施行規則第 109 条の 2 を制定するにあたり、当該立法事実、制度趣旨について教えてほしい。	<p>従来、金融分野における個人情報取扱事業者については金融分野ガイドライン及び実務指針において漏えい事案等が発生した場合に報告義務が課せられていました。</p> <p>今般、信用金庫法令等において当該報告義務を明確化するため改正を行うものです。</p>
6	信用金庫法施行規則	第 109 条の 2 信用金庫法施行規則第 109 条の 2 において、改正後の個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告は根拠法を異にするものだが、「その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 16 条第 3 項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたとき」と改正後の個人情報保護法施行規則第 7 号各号との異同について教えてほしい。	<p>信用金庫法施行規則第 109 条の 2 に基づく報告義務については、その取り扱う「個人である顧客に関する個人データ」の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、信用金庫は報告義務が生じます。他方、個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告義務については、「個人である顧客に関する」ものに限定されず、その取り扱う個人データについて、個人情報保護法施行規則第 7 条各号に定める事態が生じたときに、信用金庫を含む個人情報取扱事業者は</p>

No	該当条項		御意見	御意見に対する考え方
				報告義務が生じます。
7	信用金庫 法施行規 則	第 109 条 の 2	信用金庫法施行規則第 109 条の 2 において「速やかに報告する」とあるが、具体的な内容について規定されていない。例えば、現行の信用金庫法施行規則第 100 条第 7 項の不祥事件の届出の報告期限のような定め方もあるが、改正後の個人情報保護法施行規則第 8 条第 1 項及び第 2 項と同等の規定を置くことは考えているか。仮に具体的な期限を定めない場合において、「速やかに」についてとはどの程度を指すのか貴庁の見解を伺う。	「速やか」については、報告対象事案の態様等、個別の事案によって異なるところ、目安として、金融機関が当該事態を知った時点から概ね 3～5 日以内と考えます。
8	保険業法 施行規則  金融分野 ガイドラ イン	第 53 条 の 8 の 2  第 11 条 第 1 項	監督当局への漏えい等報告について、仮名加工情報である個人データは報告対象であるか。	金融分野における個人情報取扱事業者は、保険業法施行規則等に基づき、個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局に報告をする義務を負います（金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段）。これは、仮名加工情報である個人データの漏えい等であっても同様です。
9	保険業法 施行規則  金融分野 ガイドラ イン	第 53 条 の 8 の 2  第 11 条 第 1 項	個人データ又は仮名加工情報（以下「個人データ等」という）の共同利用を行っている場合、個人データ等の取得者は保険会社等金融分野の個人情報取扱事業者であり、提供先の共同利用者は金融分野以外の個人情報取扱事業者であるケースも考えられる。 共同利用者である金融分野以外の個人情報取扱事業者が個人データ等の漏えい等が発生させた場合、個人データの取得者である金融分野の個人情報取扱事業者に報告義務はないとの理解でよいか。 【理由】 上記は改正事項以外にも関わるが、今般「仮名加工情報」制度が導入され、共同利用での利活用が広がると考えられ、漏えいの発生も懸念されるため確認するもの。	御理解のとおり、保険会社が取得した個人データを金融分野以外の個人情報取扱事業者と共同利用（個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号）している場合に、当該他の事業者（共同利用者）において個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該保険会社は監督当局に報告をする義務を負いません。 なお、個人データの共同利用を実施する場合には、個人データの漏えい等防止に関する事項について、あらかじめ取り決めておくことが望ましいと考えます。
10	保険業法 施行規則	第 227 条 の 9 の 2	保険業法施行規則第 227 条の 9 の 2 について、保険募集人において個人データの漏えい等の事態が発生した場合には、従来からその個人データの取扱いを委託している保険会社が財務局長等への報告を行	保険業法施行規則第 227 条の 9 の 2 に基づく漏えい等報告について、保険会社が保険募集人に個人データの取扱いを委託（個人情報保護法第 23 条第 5 項第 1 号）している場合において、委託先である保

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>なっているが、その運営を維持することは許容されるということ でよいか。</p>	<p>保険募集人において個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、委託元である保険会社と委託先である保険募集人の双方が監督当局に報告をする義務を負います。なお、当該保険募集人と当該保険会社の連名で報告することは妨げません。</p>
11	金融分野 ガイドラ イン 第1条第 1項	<p>金融分野ガイドライン第1条第1項「関係法令を踏まえ」の関係法令は、今回のパブリックコメントに付されている銀行法施行規則等（及び委任元の法令）が該当するという認識でよいか。これ以外に、該当する法令があれば教えてほしい。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者が服する法令が該当します。</p>
12	金融分野 ガイドラ イン 第5条	<p>今回の改正対象ではないが、金融分野ガイドラインで規定されている「機微情報」には、平成29年の改正個人情報保護法の施行に伴って規定された「要配慮個人情報」には含まれない項目が残置されている。これらは、他省庁が策定している「特定分野におけるガイドライン」には見られないものである。</p> <p>平成29年の改正個人情報保護法が施行されて4年以上が経過した今日、金融庁のみが採用する当否、あるいは逆に、他省庁や個人情報保護委員会でも採用すべき要否など、調整検証は行われていないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働組合への加盟</li> <li>・門地</li> <li>・本籍地</li> <li>・性生活</li> <li>・その他（例えば、医師等の診断等によらず、自己判断により市販薬を服用しているといったケース）（出典 現行金融分野Q&amp;A 8頁）</li> </ul>	<p>本意見募集は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等（金融分野ガイドラインの一部改正（案）赤字部分を含む）の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
13	金融分野 ガイドラ イン 第11条	<p>個人情報保護法や、他の主要先進国の金融規制当局が求めている漏えい報告に比べて、金融分野ガイドライン、金融分野Q&amp;Aが求める漏えい報告の対象範囲が広過ぎるため、過重な負担が生じている。</p> <p>金融分野ガイドライン第11条第1項及び第3項では、「金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を</p>	<p>個人情報等の漏えい等事案については、一般に、金融機関の取り扱う顧客情報は経済的価値が高く、漏えい等による不正利得のおそれ大きいことも踏まえ、漏えい等事案が発生した場合に金融機関が監督当局に漏えい等事案を漏れなく報告し、監督当局においてそれらを分析し原因への対処を行うことで、重大な漏えい等事案を未然に防ぐと</p>

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>知ったときは、(中略) 報告しなければならない」、「本人への通知等を行わなければならない」と記載しているのであるから、報告義務及び通知義務が発生するのは、個人情報保護法施行規則第7条において規定されている「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」として定める四類型に限定していただきたい。</p> <p>したがって、第2項「金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(前項に規定する事態を除く。)を知ったときは」、第3項「金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(施行規則第7号各号に定める事態を除く。)を知ったときも」のような無限定な規定は見直していただきたい。</p>	<p>いう観点で、努力義務として監督当局への報告を求めることとします。</p>
14	金融分野 ガイドライン 第11条	<p>金融分野Q &amp; Aは今回のパブリックコメントに付されていないが、現行の金融分野Q &amp; Aの問IV-5の答④において、「個人データの漏えいとは個人データが外部に流出すること」と定義されている。個人情報保護法施行規則第7条に規定されている四類型に止まることなく漏えい報告の対象が広範に規定されているため、他の主要先進国における漏えい報告の範囲に比べて、日本の対象範囲が広過ぎる結果となっている。</p> <p>例えば、オーストラリアの金融監督当局APRAの漏えい報告ルール Prudential Standard CPS 234 の section35 においては、金融機関に課される報告義務は、ア) material なインパクトを持つ漏えい、及びイ) 海外の当局に報告した漏えい、と規定されている。</p> <p>このため、日本に拠点を持つオーストラリアの金融機関は、金融庁に報告した漏えい事案についても、全てAPRAに報告を行っているが、ア) に比較してイ) の事案が軽微なものが多いことが際立ってしまっている。</p>	<p>本意見募集は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等(「金融分野ガイドラインの一部改正(案)赤字部分を含む)の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
15	金融分野 ガイドライン 第11条 第1項	<p>金融分野ガイドライン第11条第1項によると、顧客等に関する個人データの漏えい等が個人情報保護法施行規則第7条各号に定める事態に該当する場合、個人情報保護委員会と監督当局の双方に報告す</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第26条第1項に基づき、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当する漏えい等事案について報告する場合、(個人情報保護委員会より報告受理</p>

No	該当条項		御意見	御意見に対する考え方
			ることとなるように見受けられるが、報告先を一本化していただきたい。	権限の委任を受けた) 監督当局へ報告することとなります。詳細は、金融分野Q & Aにおいて示す予定です。また、個人情報保護委員会のホームページにおいて、漏えい等報告の報告先(権限委任関係)について示す予定です。
16	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 1 項	金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段について、「取り扱う個人である顧客等に関する個人データ」を追加した理由について、同項前段の個人情報保護法施行規則第 7 条各号と重なり合う部分があるのか、相互排他的なのか、その関係性について教えてほしい。	金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段(業法に基づく報告義務)においては、その取り扱う「個人である顧客に関する個人データ」の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときに、金融分野の個人情報取扱事業者には報告義務が生じます。他方、同項前段(個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告義務)においては、「個人である顧客に関する」ものに限定されず、その取り扱う個人データについて個人情報保護法施行規則第 7 条各号に定める事態が生じたときに、個人情報取扱事業者には報告義務が生じます。 個人データの漏えい等事案について、個人情報保護法第 26 条第 1 項の定める報告対象事態(個人情報保護法施行規則第 7 条各号)に該当するとともに、業法の定める報告対象事態にも該当する場合には、双方の法令に基づく報告を行う必要があります。詳細は、金融分野Q & Aにおいて示す予定です。
17	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 1 項	金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段を追加するにあたり、当該立法事実、制度趣旨について教えてほしい。	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の改正に伴い、当該改正の内容を明示的に示すものです。
18	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 1 項、 第 2 項	金融分野Q & Aは、今回のパブリックコメントに付されていないが、金融分野Q & A IV 4-5 の答④に以下の記載がある。 「「個人データ」の「漏えい」とは「個人データが外部に流出すること」であり、たとえ流出した媒体において暗号化処理がされていたとしても、「個人データ」の「漏えい」に当たります。また、暗号化処理ではなく、パスワードが設定されている場合も同様です。なお、暗号化処理やパスワード設定がされていることは、「漏えい」後に公表や	本意見募集は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等(金融分野ガイドラインの一部改正(案)赤字部分を含む)の内容に関するものであるため、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

No	該当条項		御意見	御意見に対する考え方
			<p>本人への通知等を行うべきか否かを判断する際の判断要素の一つになると考えられます。」</p> <p>他方、個人情報保護委員会の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の「3-5-3-1 報告対象となる事態」では、以下のとおり規定されている。</p> <p>「なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。」</p> <p>金融分野Q &amp; Aにおける漏えいの解釈の方が広い結果、社外流出した個人データを第三者に閲覧されないうちに全て回収した場合や、パスワードでプロテクトされた携帯電話やスマートフォン等を紛失したがパスワードでプロテクトされていた又は遠隔操作で直ちにデータを消去した場合なども漏えい報告が求められることとなっている。</p> <p>個人情報保護委員会と同一の解釈を採用規定していただきたい。</p>	
19	金融分野 ガイド ライン	第 11 条 第 1 項、 第 2 項	<p>「意見公募要領」より、今回の改正の目的は個人である顧客に関する情報の漏えい等が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けることだと示されている。この改正趣旨を踏まえ、金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項及び第 2 項に定める監督当局への報告義務は、あらゆる個人情報についてではなく、銀行等が取り扱う個人顧客に関する個人情報を対象としていることを再確認させてほしい。</p>	<p>金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項前段（個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づく報告義務）について、その対象となる個人データは、個人である顧客等に関する個人データに限定されません。</p> <p>金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段（銀行法施行規則等に基づく報告義務）について、その対象となる個人データは、個人である顧客等に関する個人データに限定されます。</p> <p>金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項については、第 1 項に該当するものを除き、適切な監督を行う観点から、努力義務として、広く個人情報等の漏えい等について報告を求めるものであり、その対象となる個人情報等は個人である顧客等に関するものに限定されません。</p>
20	金融分野 ガイド ライン	第 11 条 第 1 項、 第 2 項	<p>金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項及び第 2 項に定める監督当局への報告義務について、下記のようなケースにおいては本人の権利利益の侵害は実質的に発生していないと考えられると思うが、それぞれ</p>	<p>「個人データ」の「漏えい」とは「個人データが外部に流出すること」をいいます。</p>

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>のケースについて同項に基づく監督当局への報告義務があるか、見解を聞かせてほしい。</p> <p>A. 会社の環境にアクセスできるアプリケーションをインストールした携帯端末を紛失したが、当該アプリケーション中のデータは暗号化されており、またその利用にはID/パスワードによる認証が必要であるため、当該携帯端末を拾得した第三者によるアクセスが困難であり、当該アプリケーション中の個人情報は実質的に外部に漏えいしていないと考えられる場合。さらに、同日中もしくは翌日に当該端末が発見・返却され、第三者によるアクセスのリスクがなくなっている場合。</p> <p>B. 個人情報が保存されている携帯端末を紛失したが、当該携帯端末の利用にはID/パスワードによる認証が必要であることに加え、アクセスがモニタリングされており、当該携帯端末の紛失・発見・返却までの期間に第三者によるアクセスが発生していないことが確認できた場合</p> <p>C. 個人情報を含むメールをグループ会社の従業員に誤送信してしまったが、グループ会社間では情報管理に関する共通のポリシーを適用していることから当該グループ会社の従業員による当該個人情報の不正利用のリスクは低く、また当該メールを削除することで当該個人情報のさらなる拡散のリスクを低減しており、実質的に本人の権利・利益の侵害が発生していないと考えられる場合</p>	<p>Aについて、個別の事案ごとの判断となりますが、携帯端末を社外で紛失した場合に、当該端末から個人データを格納しているサーバにアクセス可能な場合には、当該端末を紛失した時点で、個人データの「漏えい」が発生した「おそれ」が認められると考えます。これは、当該端末にパスワード等を設定している場合も同様です。このため、金融分野ガイドライン第11条第1項の要件を満たす場合には、漏えい等報告の義務を負うこととなります。</p> <p>なお、個人情報保護法第26条第1項に基づく報告義務（金融分野ガイドライン第11条第1項前段）との関係では、漏えい等した個人データに「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合には、報告を要しません。他方、業法に基づく報告義務（金融分野ガイドライン第11条第1項後段）との関係では、漏えい等した個人データに上記措置が講じられているとしても、報告が必要となります。</p> <p>Bについて、個別の事案ごとの判断となりますが、紛失した携帯端末を直ちに発見した場合において、紛失中に、第三者が当該端末から個人データを閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合には、「漏えい」に該当しないと考えます。</p> <p>Cについて、個人データが外部に流出しているため、個人データの「漏えい」に該当すると考えます。このため、金融分野ガイドライン第11条第1項の要件を満たす場合には、漏えい等報告の義務を負うこととなります。</p>
21	金融分野ガイドライン 第11条第1項、第2項	金融分野ガイドライン第11条第1項前段「施行規則第7条各号に定める事態」、同項後段「取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」、同条第2項①「その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」、同項②「その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（省略）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生	金融分野における個人情報取扱事業者は、一定の個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、漏えい等報告の義務を負います（金融分野ガイドライン第11条第1項）。漏えい等の「おそれ」は、その時点で判明している事実関係からして、（漏えい等が発生した確証までではないものの、）漏えい等が発生したことが疑われる場合に認められます。

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>し、又は発生したおそれがある事態」との記載があるが、令和3年12月22日付公表の金融分野ガイドラインの一部改正案の第8条第7項(2)⑥の「漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）」及び第11条第3項柱書の「漏えい等事案」とでは表現を異にしている。</p> <p>改正案（及び引用先の個人情報保護法施行規則）における「発生したおそれがある事態」と令和3年12月22日付公表の金融分野ガイドラインの一部改正案における「漏えい等の恐れのある事案」では、例えば、個人データを含む書類を誤って送付しようとしたところ、自ら気が付いて防止できたという事例で、漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じたという場合について、文理上前者はこれを含まず、後者は含むものと理解しているが、この理解で差し支えないか。それとも、募集要項では「本件は、銀行等に対し、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正を行うものです。」とあるため、募集要項の「発生するおそれがある事態」という表現を踏まえ、報告の対象となる事態には「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じた場合」を含むということになるのか。貴庁の見解を伺う。</p> <p>なお、「発生したおそれがある事態」に「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じた場合」が含まれるとするならば、その想定される具体例、特におそれの程度について教えてほしい。</p> <p>仮に「発生したおそれがある事態」に「漏えい等の結果は発生しなかったものの漏えい等が発生するおそれが生じた場合」が含まないとする理解でよい場合、令和3年12月22日付公表の実務指針の一部改正案で、2-6の柱書及び②並びに7-6に「漏えい等事案」と記載さ</p>	<p>個別の事案ごとの判断となりますが、個人データを含む書類を誤って送付しかけたが、送付前に気が付いて防止できた（送付しなかった）という場合には、個人データが外部に流出しておらず、また流出したことが疑われる状況でもないことから、個人情報取扱事業者は漏えい等報告の義務を負わないと考えます。</p>

No	該当条項		御意見	御意見に対する考え方
			<p>れている部分は、報告の対象（事態）よりも組織的安全管理措置の対象（事案）の方が広いという認識になるが、それでよいか。</p> <p>また、令和3年12月22日付公表の金融分野ガイドラインの一部改正案に第10条第3項②の「漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任」とあるが、委託先の管理についても同様の理解でよいか。</p>	
22	金融分野 ガイド ライン	第11条 第2項	<p>金融分野ガイドライン第11条第2項柱書及び同項①を追加するにあたり、当該立法事実、制度趣旨について教えてほしい。</p>	<p>金融分野ガイドライン第11条第2項については、一般に、金融機関の取り扱う顧客情報は経済的価値が高く、漏えい等による不正利得のおそれ大きいことも踏まえ、漏えい等事案が発生した場合に金融機関が監督当局に漏えい等事案を漏れなく報告し、監督当局においてそれらを分析し原因への対処を行うことで、重大な漏えい等事案を未然に防ぐ観点で、努力義務として広く報告を求めるものです。</p>
23	金融分野 ガイド ライン	第11条 第2項	<p>金融分野ガイドラインにおける漏えい等への対応に関して、従前、金融機関においては実務指針2-6-1により監督当局への報告が義務とされていたと理解している。</p> <p>今回の改正では、実務指針2-6-1が削除され、かつ、金融分野ガイドライン第11条第2項で、個人情報保護法施行規則第7条各号の事態に該当しない個人情報の漏えい等の場合は監督当局への報告が努力義務とされている。</p> <p>そうすると、改正後は、個人情報保護法施行規則第7条各号の事態に該当しない個人データの漏えい等については、金融機関においても、義務ではなく、努力義務にとどまるとの理解でよいか。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、銀行法施行規則等に基づき、個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局に報告をする義務を負います（金融分野ガイドライン第11条第1項後段）。これは、当該漏えい等事案が、個人情報保護法施行規則第7条各号に該当しない場合であっても同様です。</p> <p>なお、金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局に報告をする努力義務を負います（金融分野ガイドライン第11条第2項）。</p>
24	金融分野 ガイド ライン	第11条 第2項	<p>金融分野ガイドライン第11条第1項では、報告対象が「その取り扱う個人である顧客等に関する個人データ」とされているのに対して、第2項①では、単に「その取り扱う個人情報」とされているが、こちらも「個人である顧客等に関する」個人情報であると考えてよいか。</p>	<p>金融分野ガイドライン第11条第2項については、第1項に該当する場合を除き、適切な監督を行う観点から、努力義務として、広く個人情報等の漏えい等について報告を求めるものであり、その対象となる個人情報等は、個人である顧客等に関するものに限定されません。</p>
25	金融分野 ガイド ライン	第11条 第2項	<p>金融分野ガイドライン第11条第2項柱書及び同項①において、「個人情報」について規模や性質について特段の限定はなされていない</p>	<p>金融分野ガイドライン第11条第2項については、一般に、金融機関の取り扱う顧客情報は経済的価値が高く、漏えい等による不正利得</p>

No	該当条項		御意見	御意見に対する考え方
	イン		が、同条第 1 項前段及び後段との対比において、報告の対象が過度に広範ではないか。貴庁の見解を伺う。	のおそれが大きいことも踏まえ、漏えい等事案が発生した場合に金融機関が監督当局に漏えい等事案を漏れなく報告し、監督当局においてそれらを分析し原因への対処を行うことで、重大な漏えい等事案を未然に防ぐ観点で、努力義務として広く報告を求めるものであり、同条第 1 項は義務規定であることと比し、過度に広範なものではないと考えます。
26	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 2 項、 第 3 項	金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項第 1 号において「その取り扱う個人情報」、第 3 項第 1 号において「その取り扱う個人データ」とあるが、これらは、従前より金融分野 Q & A IV-6 で、金融分野ガイドライン及び実務指針の対象外とされていた「金融機関自身の雇用管理情報、株主情報」まで、上記の「その取り扱う個人情報」「その取り扱う個人データ」に含むものとして上記第 11 条第 2 項及び第 3 項の対象に含めるというものではないとの点を確認したい。	金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データの漏えい等については、業法、金融分野ガイドライン及び実務指針の対象外であるため、金融分野ガイドライン第 11 条第 1 項後段（業法に基づく報告義務）及び金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項の対象とはなりません。 なお、金融機関自身の雇用管理情報や株主情報の中に含まれる個人データの漏えい等については、個人情報保護法施行規則第 7 条各号に該当する場合には、個人情報保護法第 26 条第 1 項に基づき、個人情報保護委員会に対して報告を行う必要があります。
27	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 2 項、 第 3 項	金融分野ガイドライン第 11 条について、第 2 項①に「その取り扱う個人情報（以下略）」、第 3 項②に「その取り扱う個人情報（以下略）」とあるが、今回同じくパブリックコメントに付されている銀行法施行規則第 13 条の 6 の 5 の 2（個人顧客情報の漏えい等の報告）では、「銀行は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（中略）第 16 条第 3 項に規定する個人データに該当するものに限る。）」と明記されている。したがって、「個人データに該当しない個人情報」は報告の対象ではなく、本人通知の対象でもないとの理解でよいか。	金融分野の個人情報取扱事業者は、個人データに該当しない個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、監督当局への報告や本人への通知等の努力義務を負います（金融分野ガイドライン第 11 条第 2 項、同条第 3 項後段）。
28	金融分野 ガイドラ イン	第 11 条 第 3 項	金融分野ガイドライン第 11 条第 3 項「また、金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態（施行規則第 7 条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。」とあるが、個人情報取扱事業者が、個々の漏えい等事案	金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、本人への通知等を行う努力義務を負います（金融分野ガイドライン第 11 条第 3 項後段）。この点、金融機関が取り扱う情報の性質を鑑みれば、基本

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>の内容を鑑みて、本人の権利利益を害するおそれが高いと判断する場合（例えば、漏えい先が金融庁から免許・登録を受けている金融機関等であって、個人情報保護の態勢管理が適切な先であり、二次漏えいや不正利用の可能性が相当程度低い場合等）には、本人への通知は必ずしも義務ではないという理解でよい。</p>	<p>的には全ての事案について本人への通知等を行うことが望ましいと考えます。なお、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さい場合等には、本人への通知を省略しうるケースもあります。</p>
29	その他	<p>金融分野ガイドラインの新旧対照表は、そもそもが横書きなのだから、新旧対照表も横書きの表で記載してほしい。通常の金融庁所管の監督指針等横書きのもののパブリックコメントでは改正前が左に、改正後が右に設けられており、通常とは異なる書式であるため、大変読み難い。何か特別な理由があって縦書きの表を使用しているのか。理由について教えてほしい。</p> <p>新旧対照表の2頁目左下に（意見募集対象は赤字部分）と記載するのはやめてほしい。新旧対照表を左回転して2 in 1 でプリントアウトしたり、閲覧したりする場合、改正後の左側に着目することになるため、右上では目立たない。少なくとも、募集要項に注意書きとして記載すべき。</p> <p>また、令和3年12月22日付公表の金融分野ガイドラインの一部改正案を基礎として、赤字部分を意見募集の対象としていることを記載しないと意見募集の趣旨が伝わらない。募集要項の説明が意見提出する側にとって優しくないことについて、貴庁の見解を伺う。</p> <p>令和3年12月22日付公表の金融分野ガイドラインの一部改正案のパブリックコメント後、当該改正案の第11条第3項前段柱書の「漏えい等事案」（第8条第7項(2)⑥の「漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）」より「漏えい等のおそれのある事案」を含む）が今回のパブリックコメントで第11条第4項前段柱書の「第1項及び第2項に規定する事態」（「漏えい等が発生したおそれがある事態」を含む）に上書きされている。この上書き前の「漏えい等事案」について質問等意見提出をしたが、令和3年12月22日</p>	<p>金融分野ガイドラインは、御意見にある監督指針等と異なり、告示として定められたものであり、現行の告示を基礎としてその一部を改正する必要があるためです。</p> <p>また、新旧対照表の様式以外に係る御意見については、貴重な御意見として承ります。</p>

No	該当条項	御意見	御意見に対する考え方
		<p>付のパブリックコメントに付す段階で、今回のパブリックコメントの内容を反映させることができなかつたのか。金融機関における個人情報等漏えい等報告について、金融分野ガイドラインの改正によってどのような影響が生じるか、又は現状の取扱いと変わらないものであるのかを見極めるために、少なくない時間を費やして検討をしているが、それをあっさりとした改正案で上書きされてしまうのは、あまり気持ちのよいものではない。募集要項で、この点について説明がないのは、不義理だし無粋だと思う。</p> <p>また、改正の趣旨について「本件は、銀行等に対し、個人である顧客に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じた場合の当局への報告を義務付けるための改正を行うものです。」とあり、改正案の「漏えい等が発生したおそれがある事態」と表記が揺れていて、さらには上書き前の表現に寄っているのを見ると、何のために改正案を出しているのか真意をはかりかねる。コロナ禍で大変忙しいとは思いますが、金融機関に義務を課す内容である以上、丁寧な説明をお願いしたい。</p>	